

第 3 号議案

亀岡市手数料徴収条例の一部を
改正する条例の制定について

亀岡市手数料徴収条例（平成 12 年亀岡市条例第 6 号）の一部を
改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例

亀岡市手数料徴収条例（平成 12 年亀岡市条例第 6 号）の一部を
次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 27 号を次のように改める。

(27) 削除

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行するものとして明確化されたため、個人番号カードの再交付手数料の規定を削除すること。
- 2 この条例は、令和3年9月1日から施行すること。